

1. 計画の概要

1-1. 計画の目的

・本市の実情に合わせた住宅政策の基本となる計画です。この度、社会経済情勢の変化等を踏まえた新たな住生活の課題に対応する計画として見直しを行いました。

1-2. 計画の位置づけ

- ・第2次日向市総合計画・第2期日向市総合戦略で位置づけている「快適な住宅環境の整備」を具現化するための、住宅政策に関する基本となる計画です。
- ・効果的・効率的な施策展開のため、本市の関連計画における住まいに関する施策との連携を図ります。
- ・住生活基本計画（全国計画）や宮崎県住生活基本計画を踏まえた本市の住生活基本計画（市町村計画）と位置づけます。

1-3. 計画期間

- ・令和4年度から令和13年度までの10年間とします。
- ・前半5年間に取り組む施策等を定めた前期計画として位置づけ、前期計画終了に合わせて計画の検証等を行いながら後期計画を策定します。

2. ひゅうが暮らしの将来像と基本目標

2-1. 住まいに関する課題

・居住者や住宅、住環境に関する現状を踏まえ、本市の住まいに関する課題を次のとおり設定します。

居住者	住宅	住環境
<b>高齢者の居住の安定の確保</b> 高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくり	<b>既存住宅の質の維持・向上</b> 住宅の維持管理に関する市民の意識啓発、安心してリフォームできる環境づくり	<b>激甚化する自然災害への対応</b> 住宅・立地状況や家族の状況などに応じた対策の実施
<b>住宅確保要配慮者への対応</b> 住宅確保要配慮者に対する相談・支援体制の構築	<b>既存住宅・空き家の有効利用</b> 長期空き家や管理不全空き家の発生を未然に防止する取組、有効活用を促す取組	<b>地域コミュニティの維持</b> 地域コミュニティの維持につながる取組や地域の魅力づくり
<b>若年・子育て世帯の定着化・定住化</b> 若年・子育て世帯の定着化・定住化につながる環境づくり	<b>住宅の省エネルギー化</b> 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大の促進	

2-2. ひゅうが暮らしの将来像

・本計画における施策推進の基本的な考えを次の通り掲げます。

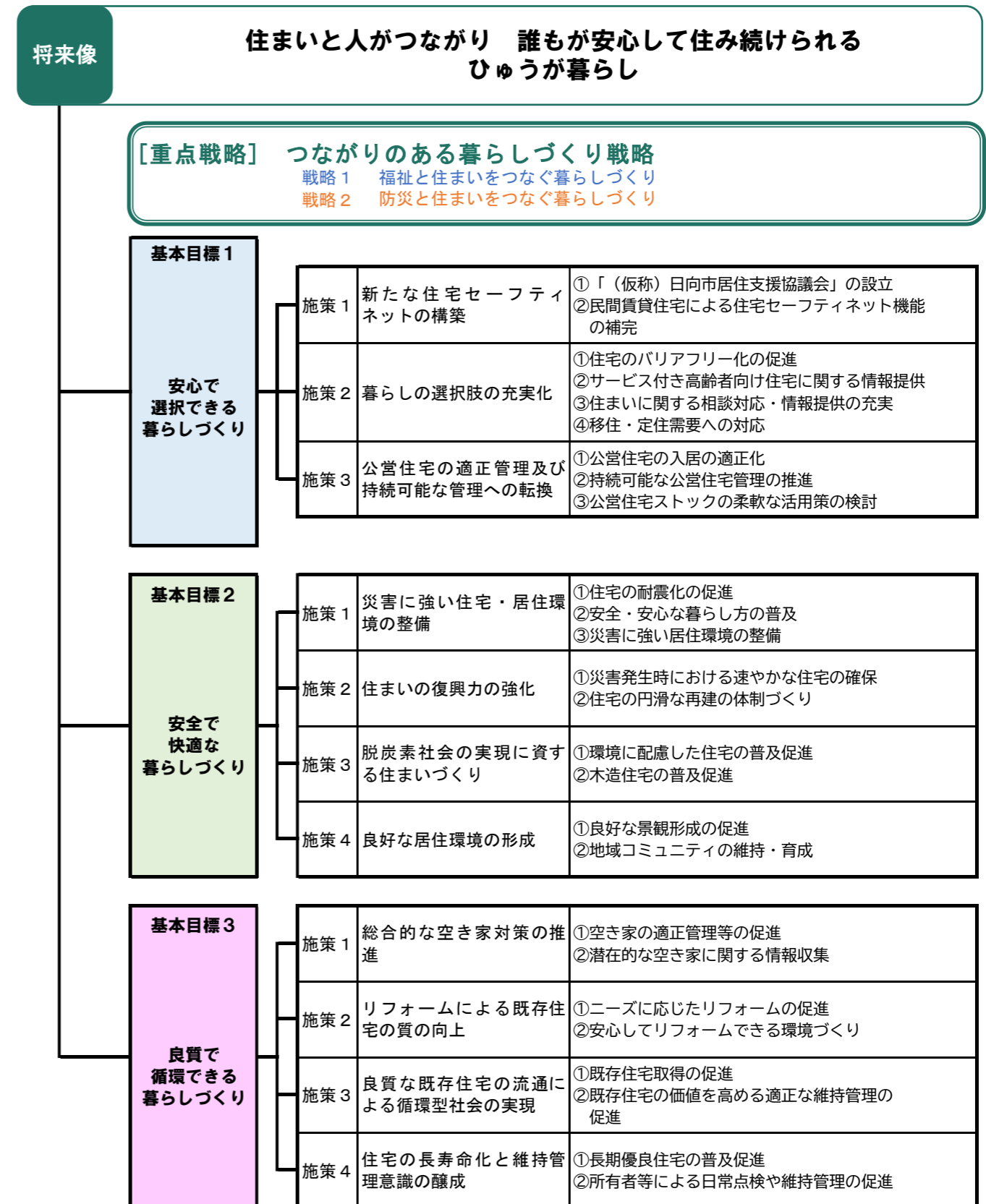
将来像



3. 住まいの施策

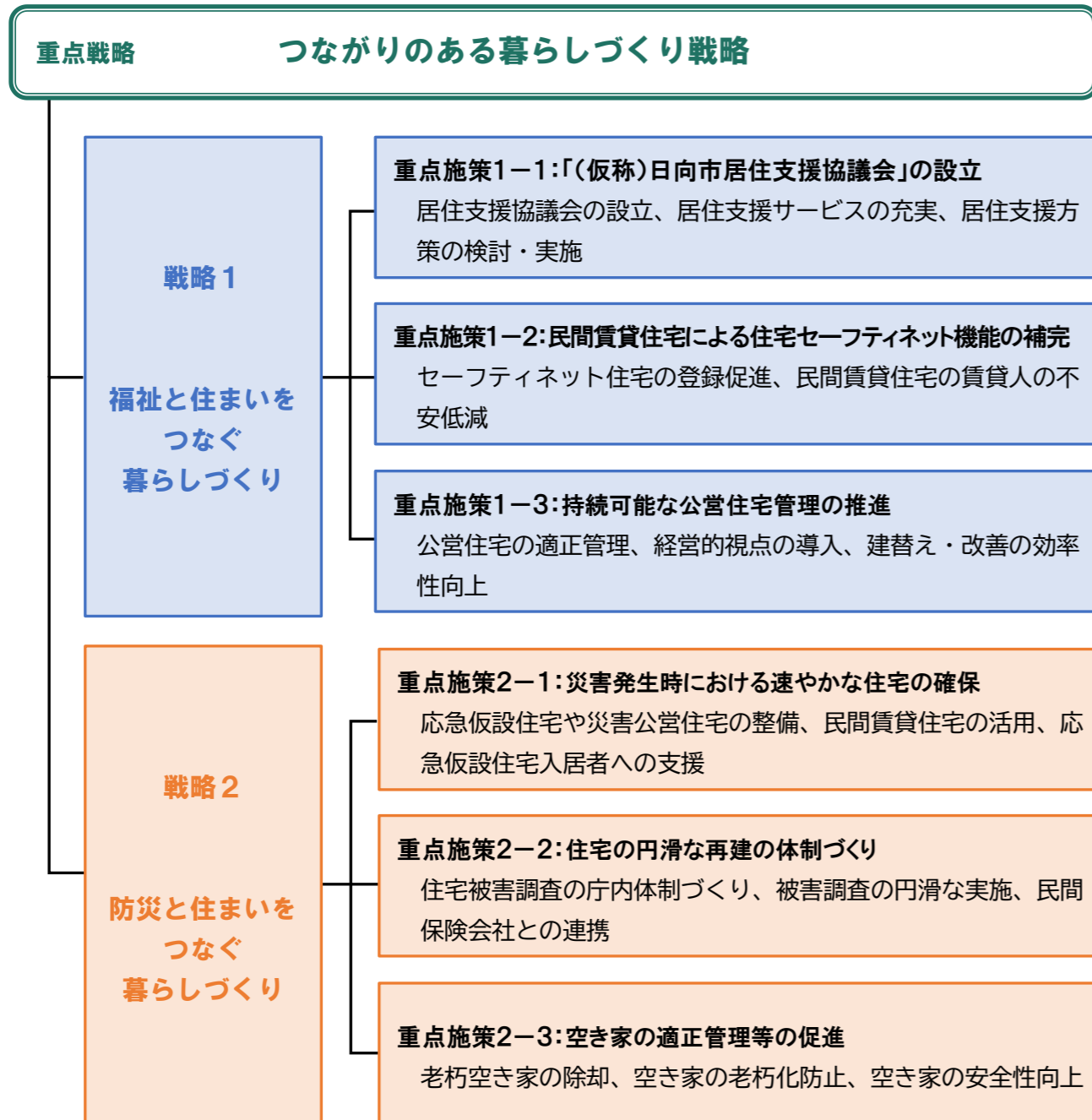
3-1. 施策体系

・将来像の実現に向け、本計画において重点的に取り組む施策をまとめた重点戦略を掲げるとともに、基本目標を計画的かつ着実に達成するために取り組む具体的な施策は次の通りです。



3-2. 重点戦略と重点施策

- ・将来像の実現のため、各施策を着実に推進していきますが、必要性・緊急性の高い施策については優先的に取り組むことが求められます。
- ・本市の住まいを取り巻く課題は、住宅だけの問題だけでなく、それぞれの課題に関連する部署や民間事業者等とのつながりを作りながら、施策を展開していく必要があります。特に、住宅確保要配慮者への対応や激甚化する災害への対応については、緊急性が高く、住宅だけでは十分に対応することができません。
- ・そのため、前期計画として、「つながりのある暮らしづくり戦略」を重点戦略として設定し、「福祉及び防災」と「住まい」をつなぐ「2つの戦略」を掲げ、「6つの重点施策」を設定します。



4. 計画の推進にむけて

4-1. 成果指標と重点戦略ロードマップ

(1) 成果指標

- ・将来像の実現のために設定した基本目標及び施策について、その進捗を把握するため、成果指標を設定します。

重点戦略	指標名	基準値 令和3年度	前期目標値	目標値
			令和8年度	令和13年度
戦略1	居住支援協議会の設立	—	令和4年度	—
	居住支援協議会の支援によるマッチング件数	—	1件/年	3件/年
	セーフティネット住宅の登録戸数（年間）	0戸 (R2年度末)	20戸/年間	
	市内で活動する居住支援法人数（累計）	0団体	1団体	2団体
戦略2	老朽化が著しい空き家の除却件数（累計）	—	80件 (R6年度)	—
	日向市木造住宅耐震化促進事業の補助件数のうち空き家の件数（累計）	—	5件	10件
	罹災調査士認定者数（累計）	—	15人	30人

(2) 重点戦略ロードマップ（抜粋）

- ・本計画を着実に遂行するため、「重点戦略ロードマップ」を設定し、各重点施策に取り組んでいきます。なお、重点施策の中には、他の重点施策に関連するものもことから、各重点施策の進捗に合わせてロードマップは適宜見直しを行います。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
戦略1 福祉と住まいをつなぐ暮らしづくり	「(仮称)日向市居住支援協議会」の設立 <small>居住支援協議会設立 連携体制構築 (意見交換会など) ・社会福祉協議会 ・地域包括支援センター ・不動産関係事業者</small>	居住支援協議会設立	居住支援協議会設立	居住支援サービスの充実 居住支援法人への登録促進	居住支援サービスの充実 居住支援法人への登録促進	居住支援サービスの充実 居住支援法人への登録促進
		居住支援協議会設立	居住支援協議会設立	居住支援サービスの充実 居住支援法人への登録促進	居住支援サービスの充実 居住支援法人への登録促進	居住支援サービスの充実 居住支援法人への登録促進
戦略2 防災と住まいをつなぐ暮らしづくり	災害発生時における速やかな住宅の確保 <small>民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築</small>	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築
		民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築	民間賃貸住宅の活用 不動産事業者等と連携体制構築

4-2. 計画の推進体制と進捗管理

- ・本計画の推進にあたっては、住まいやまちづくりの主要な担い手である市民一人ひとりの取組を中心に、住宅・福祉などの関係課や民間事業者、自治会、NPO・ボランティア・居住支援団体などが様々な角度からサポートすることが必要です。そのため、市民・民間事業者等・行政などの関係者が相互に連携して、住生活の安定向上に関する施策に取り組めます。